

第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

盛岡市には、地域固有の歴史・文化資源や自然資源などを対象とした数多くの文化財、天然記念物、及び埋蔵文化財包蔵地などが市域に広がっており、平成29年4月13日現在、国の指定文化財が25件、登録文化財が5件、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財が1件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が2件、重要美術品が4件となっているほか、岩手県指定文化財は64件、盛岡市指定文化財は181件となっている。

これらの文化財は、国民共有の財産であるとともに、盛岡市の個性や特徴を現す貴重な資産であり、教育や観光振興に活用することにより、魅力と活力のあるまちづくりの実現につながるものと考えられる。また、指定の有無に関わらず、歴史的・文化的価値の高い歴史資産を将来に継承していくためには、個々の歴史資産を保存するだけでなく、それらの背景を含め、一体的な維持・管理・活用が必要となっている。

1 市域に関する基本方針

(1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

国及び県、市の指定文化財は、所有者や管理者に対して、文化財保護法、岩手県文化財保護条例、盛岡市文化財保護条例及び関係法令に基づき、適切な維持・管理に関する指導・助言を行っている。

未指定の文化財については、所有者及び管理者と協議を行った上で対象物件の調査等を実施し、市文化財保護審議会に諮りながら文化財の価値を判断し、必要に応じて保存・活用に向けた取組を推進していく。

以下、本市の歴史的風致の維持及び向上施策の中心となる文化財について、今後の方針を定めるものとする。

【有形文化財（建造物）・史跡】

歴史的風致の中心となる建造物や史跡のうち、国指定重要文化財及び国指定史跡については、保存活用計画（保存管理計画）を策定していることから、計画に基づき適切に維持管理するとともに、保存整備・活用を推進するものとする。

なお、保存活用計画が未策定の登録文化財については、適切な保存管理や活用が図られるよう、物件毎に所有者及び管理者と協議し、保存活用計画の策定を推進するものとする。また、県・市指定文化財及び未指定文化財は、所有者及び管理者に対し、適切な維持管理、保存・活用が図られるよう協議を行うとともに、指導・助言又は支援を行うものとする。

【無形文化財・無形民俗文化財】

無形文化財・無形民俗文化財のうち、歴史的風致の中心となる文化財は、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財であるチャグチャグ馬コをはじめ、さんさ踊り、盛岡八幡宮の山車行事、盛岡八幡宮流鏑馬神事、盛岡の舟っこ流しについては、岩手県及び盛岡市の指定文化財となっているが、裸参りや伝統産業については、実態等の把握は進められているものの未指定となっている。

未指定の無形文化財・無形民俗文化財等については、適切な維持管理、保存が図られるよう、所有者や保持者・管理者等と協議を行いつつ、活動記録等の実態調査を推進するとともに、活動の継承を推進するための人材確保等に対し支援を行うものとする。

(2) 文化財等の修復・整備に関する方針

建造物等の有形文化財については、経年劣化や気象や災害の影響などによる破損と、その劣化の進行に伴い消失する危険性があることから、適切な日常の維持管理とともに、破損した場合には、適切な補修等の措置を行う必要がある。

維持管理については、所有者及び管理者による日常的な点検が基本となるが、必要に応じて適切な指導・助言を行うものとする。また、修復については、歴史資料としての真実性が求められることから、これまでの修復等の履歴や各種資料の調査研究成果に基づき実施するものとする。

指定及び登録文化財の修理や整備の実施に当たっては、文化庁や岩手県教育委員会、盛岡市文化財保護審議会委員など有識者の指導・助言を得ながら進めるものとし、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

未指定の文化財や景観重要建造物、市の条例に基づく保存建造物、保護庭園、歴史的風致形成建造物として指定した史跡及び建造物については、文化財への指定の検討とともに、申請後の公開・活用も想定し、修復や整備等についての支援についても検討を行うものとする。

(3) 文化財等の保存・活用を行うための施設に関する方針

盛岡市には、藩政時代から現代までの歴史資料を総合的に展示・収蔵している「もりおか歴史文化館」や、旧石器時代から近世までの考古資料の展示・収蔵、活用事業を展開している「盛岡市遺跡の学び館」、米内光政や新渡戸稲造、金田一京助を中心に、盛岡出身の先人に関連する資料を収蔵・展示している「盛岡市先人記念館」など、それぞれのテーマに特化した展示施設があり、単に盛岡市の歴史や文化を学ぶだけではなく、それらを将来にわたって守り伝えていくことの大切さも学ぶ場となっている。

しかし、それぞれの施設と屋外にある歴史的建造物や史跡、まちなみ等の歴史文化資源とが連動した活動はまだ不十分であることから、事業を進めるための体制等を検討するものとする。

また、多くの歴史文化資源が存在し、それらを解説する説明板や標識を設置しているが、老朽化や表示内容の更新、多言語化、デザインの統一化などの課題があり、整理検討を行うとともに情報発信機能の強化を行うものとする。

(4) 文化財等の周辺環境の保全に関する指針

文化財等の周辺環境については、史跡や建造物等の景観に大きく影響を与えることから、文化財のみならずその周辺環境に対しても適切な措置を講ずることにより、歴史的・文化的な価値を維持・向上させる必要がある。

そのため、都市計画法や盛岡市景観条例、盛岡市屋外広告物条例、盛岡市自然環境及び歴史環境保全条例等の関係法令と連動し、所有者・管理者と地域住民との合意形成はもちろんのこと、市民意識の啓発を図りながら、文化財等とその周辺の景観を保全するとともに、整備方針等を定めるものとする。

また、文化財等の周辺に所在する景観を損ねる要素については、改善や除却を図るとともに、環境整備を行う場合は、文化財との調和がとられるよう計画するものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

有形文化財（建造物）については、火災や地震、風水害等によりき損、滅失する恐れがあることから、それぞれの文化財の特徴・特質を考慮しながら防災対策を検討する必要がある。

防火の面では、消防署の指導の下、文化財防火デーの実施や消防法で設置が義務付けられている防火設備の設置や点検等を行うほか、必要に応じて防火訓練等を実施するなどの予防対策をとるものとする。また、地震への対応としては、盛岡城跡の石垣変位調査等を継続的に行い、地震による石垣の変動量と、今後の傾向を分析しながら石垣の保全を図るほか、文化財の構造に応じて耐震補強等を行い、き損等が発生しないよう日常の観測及び対策を講じるものとする。

(6) 文化財等の保存・活用、普及・啓発に関する方針

盛岡市の歴史的風致に対する理解を深め、文化財を守り伝えていく必要性を理解してもらうため、市民が文化財を有効に利活用する機会を増やすとともに、学校教育などで盛岡特有の歴史・文化に触れる機会を増やす必要がある。

普及・啓発については、市民協働による案内・説明サインの整備や、文化財関係

のパンフレットの作成・配布，ボランティアガイドによる活動，イベント開催等に対し支援を行うものとする。

また，解説ホームページの作成やAR（拡張現実）による歴史的建造物やまちなみの復元，QRコードを活用した情報提供などにより広く普及・啓発を図るものとする。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

盛岡市における周知の埋蔵文化財包蔵地は773箇所あり，それぞれの遺跡について文化財保護法に基づく対応を行っている。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を実施する際には，事前協議の段階で遺跡の現況や過去の調査事例，工事の内容等により調査方法の判断を行った上で発掘届の提出を指導し，調査時期を調整の上，工事等の内容に応じて発掘調査を実施している。

調査により遺構等が確認された場合については，調査経費や調査期間等について協議を行い，岩手県教育委員会の指示・勧告のもと，引き続き適切な保護措置を講じるものとする。

(8) 文化財の保存・活用に関する盛岡市教育委員会の体制に関する方針

盛岡市における文化財関連業務は，教育委員会が担当しており，専門職員として，学芸員1名，史跡調査職10名，事務職員6名，都南歴史民俗資料館（館長・文化財調査員）各1名，学芸・文化財調査員（非常勤）7名，事務嘱託1名，臨時職員1名を配置している。

文化財の保存・活用に当たっては，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により，教育委員会の職務権限とされていることから，歴史文化課が関連する取組を推進するものとする。

また，歴史的風致を維持・向上させる上で，未指定の文化財を市指定とすることを目指す場合には，盛岡市文化財保護条例第41条（昭和53年条例第21号）の規定に基づき，設置している盛岡市文化財保護審議会に諮り，検討するものとする。

(9) 文化財等の保存・活用に関わるNPO法人等の状況と今後の体制整備方針

歴史遺産を将来にわたって維持，活用していくためには，盛岡市をはじめとする行政機関だけで取組を進めることは難しいことから，市民の意識を高める取組を進めるとともに，所有者や管理者のほか，歴史遺産の保存・活用に取り組んでいるNPO団体等と連携する必要がある。

盛岡市には，まちづくり活動や地域の歴史を研究している市民団体やNPO法人が

存在しており，歴史的なまちなみでのイベント活動や，地域の歴史を学ぶ機会を提供するなどのほか，伝統産業の担い手育成や無形民俗文化財の保護，後継者育成に取り組んでいる団体もある。

これら活動団体と連携し，文化財等の保存・活用を推進するため，官民協働による後継者育成や団体の運営に必要な支援措置を行うとともに，助言及び指導を継続的に行うものとする。

表 盛岡における文化財の保存・活用に関わる代表的な団体

名 称	活動範囲	活動概要
青山地区まちづくり協議会	覆馬場練兵場	盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理
一ノ倉邸管理保存委員会	一ノ倉邸	一ノ倉邸の管理・活用
NPO もりおか中津川の会	中津川河川敷ほか	中津川の環境保全活動等
御蔵管理委員会	御蔵	御蔵（下町史料館）の管理，解説等
近世こもんじょ館	市内全域	藩政時代の史料研究等
チャグチャグ馬コ保存会	市内全域	チャグチャグ馬コの保存・活用
文化地層研究会	市内全域	歴史を活かしたまちづくりの研究等
南部火消伝統保存会	市内全域	盛岡八幡宮例大祭の山車行事保存等
盛岡山車推進会	中心市街地	八幡宮例大祭の山車行事保存等
盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会	市内全域	無形民俗文化財の保護・活用
盛岡舟っこ流し協賛会	仙北町ほか	舟っこ流しの伝承活動
もりおかまち並み塾	大慈寺地区	まち並み保存と普及啓発等
盛岡の歴史を語る会	市内全域	歴史講座，見学会等

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財等の保存活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には，史跡盛岡城跡，岩手銀行旧本店本館，旧第九十銀行本店本館など多くの指定文化財や，盛岡の歴史を語る上で欠かせない保存建造物や保護庭園が残されており，これらの歴史資源は，文化財保護法や岩手県及び盛岡市の条例により保護されてきた。

歴史的風致の中心となる建造物や史跡のうち，国指定重要文化財及び国指定史跡については，保存活用計画（保存管理計画）を策定していることから，既存の計画

に基づき適切に維持管理するとともに、保存整備・活用を推進するものとする。

なお、保存活用計画が未策定の登録文化財については、適切な保存管理や活用が図られるよう、物件毎に所有者及び管理者と協議し、保存活用計画の策定を推進していく。また、県・市指定文化財及び未指定文化財は、所有者及び管理者との協議の上、適切な維持管理、保存・活用が図られるよう歴史的風致形成建造物として指定するものとする。

さらに、国指定史跡の盛岡城跡については、盛岡城跡の本来の価値と魅力を発信するため、盛岡城跡整備委員会委員の指導・助言を受けながら、歴史的建造物の復元をはじめとした主要遺構の整備を推進するものとする。

併せて、地域に根ざしている伝統行事や祭礼等については、活動の継続が図られるよう団体等への支援、指導・助言を継続的に行っていくものとする。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理等が必要な史跡及び有形文化財は、史跡盛岡城跡の石垣と重要文化財である旧中村家住宅及び旧第九十銀行本店本館、登録有形文化財の南部家別邸である。

これらの文化財は、公園として広く市民に利用されていること、公開活用が図られている建造物であるほか、公民館等公共施設の敷地に立地していることなどから、安全・安心の観点と文化財としての価値を保全する立場から、早い時期の整備事業を行う必要がある。

修復に当たっては、文化財の歴史的価値を損なわないよう、文化庁や岩手県教育委員会、盛岡市文化財保護審議会委員など有識者の指導・助言を得ながら、歴史資料としての真実性を検証しつつ、これまでの修復等の履歴や各種資料の調査研究成果に基づき実施するものとする。

また、未指定の文化財や景観重要建造物、市の条例に基づく保存建造物、保護庭園等については、所有者及び管理者の合意の上で歴史的風致形成建造物として指定し、申請後の公開・活用も想定しつつ、修復や整備等について支援を行うものとする。

(3) 文化財等の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信を行う施設は、藩政時代から現代までの歴史資料を総合的に展示・収蔵している「もりおか歴史文化館」があるが、施設と屋外にある歴史的建造物や史跡、まちなみ等の歴史文化資源とが連動した活動はまだ不十分で、事業を進めるための体制等を検討する必要がある。

また、たくさんの歴史文化資源を解説する説明板や標識等のサインが老朽化や表

示内容の更新が必要となっていること、また多言語化、デザインの統一化などに対応する必要があることから、整理検討を行うとともに情報発信機能の強化を行うものとする。

さらに、国指定史跡の盛岡城跡については、「盛岡の象徴的なランドマークの再生」を目標に、盛岡城跡の本来の価値と魅力を発信するため、歴史的建造物の復元をはじめとした主要遺構の整備を行うなど、史跡保存整備のための調査研究を継続して取り組むものとする。

(4) 文化財等の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域には、中心市街地の上ノ橋までの中津川両岸の一带（官庁街の内丸、金融街の旧呉服町、商業地の肴町）や鉦屋町、清水町には連続性には欠けるものの歴史的な建造物、まちなみが残されている。

史跡盛岡城跡や北山、名須川町の寺院群周辺、盛岡天満宮から盛岡八幡宮、大慈寺町、鉦屋町周辺については、歴史景観ゾーンとして建築物の位置や高さ、意匠や色調、屋外広告物を規制し、歴史的景観の保全と歴史的景観の創出が定められているほか、盛岡町家等街並み保存地区計画において重点保存地区及び保存推進地区、準保存推進地区に指定されていることから、これらの地区の歴史的風致を維持向上させるために、所有者・管理者と地域住民との合意形成のもと、電線地中化事業や修景整備等の取り組みを推進するものとする。

(5) 文化財等の防災に関する具体的な計画

重点区域内における指定文化財及び指定文化財を所有する施設については、毎年1月26日に行なわれる文化財防火デーにおける防災訓練と消防設備等の査察を計画的に実施しており、所有者及び管理者、市民に対して防火意識の啓発活動を行っている。

なお、指定文化財以外の歴史的建造物については、十分な訓練や防災対策が行われていない事例も見受けられることから、所有者・管理者に対し消防設備の設置や警備システムを設置するための支援を行っていく。

史跡盛岡城跡では平成11年度から、史跡の主要な構成要素である石垣の保全とともに、公園の来園者の安全を確保するため、石垣の変状が著しいと判断された8地点について石垣変位調査を実施しており、観測の結果を踏まえた修復工事を推進している。なお、変位調査を実施していない箇所においても石垣の変状が確認されていることから、観測範囲の拡大を検討するものとする。

また、歴史的建造物の大半が木造であることから、所有者・管理者の同意の上で耐震診断を実施し、耐震又は免震のための補強等を支援するものとする。

(6) 文化財等の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

市民が文化財に対する理解を深める機会として、文化財等の解説パンフレット作成や市ホームページの充実化、博物館施設での講座、歴史的建造物の公開、発掘調査の現地説明会等を積極的に実施し、市民の意識を向上させつつ歴史的風致の維持向上に繋げていくものとする。

無形民俗文化財については、伝統芸能の普及啓発活動の一環として開催されている郷土芸能フェスティバルや、活動記録の実態調査、担い手の育成など、歴史的風致の維持向上に資する活動の継承が図られるよう、保持団体等への支援を行うものとする。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重要区域内における周知の埋蔵文化財包蔵地は多数あり、これらの範囲で歴史的風致の維持向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の保護を前提に計画するものとする。なお、工事等により遺構を損なう可能性が生じた場合については、発掘調査を実施し記録保存を行うものとする。

(8) 文化財等の保存・活用に関わる住民・NPO 法人等各団体の状況及び今後の体制整備

重点区域内における文化財等の保存・活用に取り組む団体として、まちづくり NPO や歴史研究会、町内会組織等が活動を展開している。

歴史的建造物の保存・活用を行政だけで取り組むことは難しいため、市民や各種団体が積極的かつ主体的に文化財の保存・活用に関わることができるような仕組み作りを検討し、市民協働の取り組みにより歴史的風致の維持向上を推進するものとする。